

税の申告の準備はお早めに

平成29年分の確定申告の受付期間は、2月16日(金)～3月15日(木)です。確定申告書や手引きは1月22日(月)から課税課、各行政サービスセンターで配布します(枚数に限りがあります)。**☎** 確定申告…柏税務署☎7146-2321、市・県民税の申告…課税課(市役所本庁舎1階)・内線357

税理士による無料申告相談会

日時 1月30日(火)・31日(水)午前9時30分～午後3時30分※午前9時～整理券配布

場所 市民プラザホール※並ぶ際は平面駐車場の市民プラザ入口でお待ちください。

内容 小規模納税者の所得税・復興特別所得税や消費税・地方消費税、年金受給者や給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告書作成

※当会場では申告書などの提出のみの場合はお預かりできません。税務署に直接提出してください(郵送可)。

※贈与税、住宅借入金等特別控除、譲渡所得(土地・建物・株式など)の相談は行っていません。

定員 先着250人

☎ 柏税務署☎7146-2321

申告に必要なもの(平成29年中のもの)

収入金額が分かるもの	①源泉徴収票(給与・公的年金等) ②支払調書 ③収支内訳書・青色申告決算書
控除額が分かるもの	④控除証明書(国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料など) ⑤医療費の明細書 ⑥納付済確認書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料) ⑦障害者手帳の写し・障害者控除対象者認定書 ⑧寄附金の領収書
その他	⑨個人番号カードまたは番号確認書類(通知カードなど) および本人確認書類(運転免許証・健康保険証・在留カードなど) ⑩扶養親族の個人番号がわかる書類 ⑪印鑑 ⑫本人名義の口座の分かるもの

※平成29年中に得た全ての収入の分かる資料が必要です。紛失した場合は支払者に再発行を依頼してください。

※年末調整済み分の控除の書類は必要ありません。

※国外居住親族の扶養控除などを受ける方は、「親族関係書類」および「送金関係書類」が必要です。書類が外国語で作成されている場合、その翻訳文も必要です。

※その他、申告の内容に応じて必要な書類があります。

※①・②・④・⑧は原本が必要です。

※⑤は事前に合計金額の集計や明細書の記入をお願いします(医療費の補填金も含みます)。

※⑥は1月中旬に郵送されます。公的年金等から引き落としされている保険料は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。

※申告書には個人番号の記載が必要です。申告書の提出時は、申告者本人の⑨の提示または写しの添付が必要です。各申告書を郵送で提出する場合や市の申告会場・窓口で確定申告書を提出する場合、⑨の写しを添付してください(個人番号カードは両面)。

※⑫は確定申告で還付を受ける場合のみ必要です。

医療費控除

今回の申告から、領収書の代わりに明細書の添付が必要となりました(領収書は自宅で5年間保管してください)。医療保険者から交付を受けた医療費通知(必要事項の記載があるもの)の添付により、明細の記入を省略することができます。再来年(平成31年分)の申告までは、領収書の添付または提示によることもできます。

セルフメディケーション税制について 健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、自己または生計を一にする親族のためにスイッチOTC医薬品の購入費を支払った場合、1万2000円を超える額(最高8万8000円)を所得控除できる制度です。セルフメディケーション税制の明細書および一定の取り組みを行ったことを明らかにする証明書が必要です。

※平成29年分の所得税、平成30年度の市・県民税から5年間適用されます。

※この控除の適用を受ける場合、従来の医療費控除の適用は受けられません。

市の申告会場

日にち	受付時間	場所	受付内容
2月16日(金)	午前9時～11時30分、午後1時～3時30分	布佐南近隣センター ※車での来場はお控えください	◎市・県民税の申告受付 ◎作成済みの確定申告書のお預かり(柏税務署へ回送)
2月19日(月)・20日(火)	午前9時～11時30分、午後1時～4時	湖北地区公民館	◎簡単な確定申告書の作成相談
2月21日(水)～3月15日(木) ※(土)・(日)を除く	午前9時～11時30分、午後1時～4時	アビイホール(アビイクオーレ3階) ※駐車場は有料です	

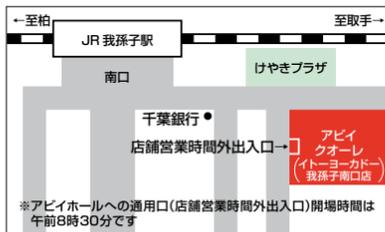
※午前中は定員(110人)になり次第、受付を終了します。

※個人番号の確認があるため、提出のみでも時間がかかる場合があります。

※時間に余裕を持ってお越しください。

※作成済みの確定申告書は、課税課でも提出できます(2月16日(金)～3月15日(木))。

※次の内容は柏税務署にご相談ください ◎事業所得(営業等・農業)、不動産所得◎譲渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権など)◎FX取引、先物取引、上場株式等の配当と上場株式等の譲渡損失との間で損益通算など、申告分離課税の申告◎入居後初めての住宅借入金等特別控除、雑損控除、政党等(公益社団法人・NPOなど)寄附金等特別控除、外国税額控除、給与所得者の特定支出控除◎青色申告、訂正申告、過年分の申告、平均課税の申告◎国外居住親族の扶養、外国人や死亡者の申告◎相続税、贈与税、消費税の申告◎その他、特殊な内容を含む申告



※アビイホールへの通用口(店舗営業時間外出入口)開場時間は午前8時30分です

年金受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません(この場合でも所得税の還付申告をすることはできます)。なお、所得税の確定申告が必要ない場合でも、市・県民税で医療費や生命保険料などの各種控除を受けるためには、市・県民税の申告が必要です。外国で支払われる公的年金のように源泉徴収の対象とならない公的年金等がある場合、確定申告不要制度は適用されないため、確定申告が必要です。

市・県民税の申告

平成29年度に市・県民税の申告をした方、どなたの扶養でもなく申告のない方などに対して、1月22日(月)に平成30年度市・県民税申告書を発送します。市・県民税申告書が届かない場合は、ご連絡ください。

申告期間 1月22日(月)～3月15日(木)

申告場所 課税課、市の申告会場(上表参照)※郵送可

※平成29年中に収入がなかった方などは申告の義務はありませんが、非課税証明書・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料などの基礎資料になるため、申告してください。

※公的年金等に係る所得のみの方で、他に受ける控除がない場合、市・県民税の申告は必要ありません。

※給与所得のみの方で、給与の支払者が市に給与支払報告書を提出していない場合、市・県民税の申告が必要です。

※確定申告をする方は、市・県民税の申告は必要ありません。

※同封の返信用封筒に書類が入りきらない場合は、封筒・切手をご用意いただくか、課税課または市の申告会場に持参してください。

※収入がなかった旨の申告をする場合、控除金額の記入および控除資料の添付は必要ありません。